

平成29年度地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定について

閣議決定

・測量法（昭24法188）

四等三角点等の測量標については、異状があった場合（21条3項）の円滑な復旧及び地方公共団体による公共測量の円滑な実施に資するよう、異状があった場合や災害等が発生した場合の復旧に向けた対応及び必要となる手続、廃棄する場合（23条）の具体的な手続等について、地方公共団体に平成30年中に周知する。

基準点の維持管理について

（永久標識及び一時標識に関する通知）

第二十一条

3 市町村長は、基本測量の永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）

第二十三条 国土地理院の長は、基本測量の永久標識又は一時標識を移転し、撤去し、又は廃棄したときは、遅滞なく、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項を関係都道府県知事及びその敷地の所有者又は占有者に通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

過去の災害時の対応

地震の影響を大きく受けた基準点については、成果の改定を行います。

- ・平成16年中越地震、平成19年能登半島沖地震、平成19年中越沖地震における基準点（電子基準点、三角点、水準点）の改測
- ・平成23年東北地方太平洋沖地震における基準点の改測、改算